

# 証券取引等監視委員会 の権限強化

制度調査部  
堀内勇世

## 金融商品取引法シリーズ-9

### 【要約】

2006年3月13日、証券取引法等改正法案が国会に提出された。

これは、現行の証券取引法を何段階かにわたって改正した後に、金融商品取引法（いわゆる投資サービス法）に全面移行するための法律案である。

本稿では、そのうちの第一段階目の改正と言える証券取引法の改正のうち、「証券取引等監視委員会の権限強化」について紹介する。

### はじめに（証券取引法等改正法案の国会提出）

2006年3月13日、「証券取引法等の一部を改正する法律案」（以下、証券取引法等改正法案）が国会に提出された<sup>1</sup>。その概要を示すと次のとおりである。

### 【証券取引法等改正法案の構造と概要】

| 改正される法令名              | 内容  | 施行日                               |
|-----------------------|---|-----------------------------------|
| 1. 証券取引法（名称は証券取引法のまま） | 証券取引等監視委員会の権限強化<br>「見せ玉」規制強化<br>相場操縦などに対する罰則強化  | 公布日から起算して20日間を経過した日               |
| 2. 証券取引法（名称は証券取引法のまま） | T O B規制の見直し<br>- T O B規制の適用範囲の明確化（市場内外にまたがる取引、買付者の競合など）<br>- 情報開示拡充（意見表明報告書義務化など）<br>- T O B期間の延長<br>- T O Bの買付条件変更等の柔軟化<br>- 全部買付義務の導入 | 公布日から6ヶ月以内の政令指定日                  |
|                       | 大量保有報告書制度の見直し<br>- 重要提案行為等目的の場合に特例報告の適用を認めない<br>- 特例報告の頻度を多くする（原則3ヶ月ごと原則2週間ごと）  | 同上                                |
| 3. 証券取引法 金融商品取引法に名称変更 | 金融商品取引法に全面改正（投資者保護のための横断的法制の整備）<br>取引所における自主規制機能の独立性確保など  | 公布日から1年6ヶ月以内の政令指定日                |
|                       | 開示制度の拡充<br>- 内部統制報告書の導入<br>- 四半期報告制度の整備 など  | 同上（ただし、適用は2008年4月1日以後開始事業年度からの予定） |

<sup>1</sup> 原文は、金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>）に掲載されている。

本稿では、これらのうち「証券取引等監視委員会の権限強化」を取り上げる。

## 1. 証券取引等監視委員会とは

現在の証券取引等監視委員会(以下「監視委員会」という)<sup>2</sup>の姿は、大枠次の通りである。

### < 組織 >

監視委員会は、1992年(平成4年)7月20日、大蔵省に、行政部門から独立した国家行政組織法8条に基づく委員会として発足した。その後幾多の変遷を経て、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、現在に至っている。

監視委員会は、委員長と委員2名からなる合議制の機関である。委員長と委員は衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣に任命される。任期は3年で、独立性確保のため、原則、その意に反して罷免されないとされている。なお、事務局等が設置され、職員数は552名(2005年(平成17年)度末定員)となっている。

### < 具体的な活動内容 >

#### (1) 犯則事件の調査・告発

監視委員会は、有価証券報告書の虚偽記載やインサイダー取引等の事件の真相を解明し、検察官に告発し、刑事訴追を求め、事件の調査を行っている。このため、質問・検査・領置等の任意調査や、裁判官の許可状による臨検・捜索・差押えといった強制調査を行う権限が与えられている。

#### (2) 課徴金調査

2005年(平成17年)4月1日、一定の証取法違反に金銭的負担を課す行政上の措置として「課徴金制度」が整備された。これに伴い、監視委員会が、金融庁長官に対し課徴金納付命令の発出を勧告するため、調査を行うこととなった。

#### (3) 有価証券報告書等検査

有価証券報告書等の検査に関する権限が、2005年(平成17年)7月より金融庁から監視委員会に委任された。そして、重要な事項に虚偽記載等が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して訂正報告書等の提出命令又は課徴金納付命令を発出するよう勧告を行うこととなった。

#### (4) 証券会社等の検査

証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所及び金融先物取引業者等に対して検査を行っている。

#### (5) 取引審査(日々の市場監視)

証券会社、登録金融機関、証券業協会、証券取引所及び金融先物取引業者等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行っている。

<sup>2</sup>証券取引等監視委員会の URL (<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>) 参照。

## 2. 改正概要

証券取引法等改正法案では、証券取引等監視委員会(以下「監視委員会」という)が行っている調査や検査の実効性を一層高めるため、監視委員会の権限強化が図られている。

具体的には次の二点である。

現在、有価証券報告書等の検査に関する権限が、監視委員会に委任されている。この権限に基づき、監視委員会の職員は、報告の徴取及び検査を行うことができることとなっている。しかしながら、現在対象が有価証券報告書の提出者等に限定されているので、その範囲を拡大すべく、「参考人」も対象として加えられた。

監視委員会が、裁判官からあらかじめ許可状の交付を受けて、郵便物等に対する差押えを行うことができることが明確化された。

なお、この改正にかかわる部分の施行は、証券取引法等改正法案が成立した後、公布された日から起算して20日間を経過した日とされている。